

2026年6月26日

各位

会社名 夢 展 望 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 津 田 茂 寿
(コード：3185東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長 今 浦 史 尊
(TEL. 072-761-9293)

親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結 及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日の取締役会におきまして、当社、RIZAPグループ株式会社（以下「親会社」という。）、ナラカミーチェジャパン株式会社（以下「ナラカミーチェジャパン」という。）及び株式会社トレセンテ（以下「トレセンテ」という。）は、2024年3月29日に開示した「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」、2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」及び2026年3月31日に開示された「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」に基づき、以下の極度貸付約定書（以下「本件極度貸付契約①～④」）について、極度貸付約定書の一部変更契約（約定期限及び金利条件の変更）を締結することについて決議いたしました。

また、当社は、ナラカミーチェジャパンが当社に対して負担する下記債務（以下「債務①」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約（以下「連帯保証①」という。）を締結すること、ならびにトレセンテが当社に対して負担する下記債務（以下「債務②」という。）について、親会社が連帯して保証する連帯保証契約（以下「連帯保証②」という。）を締結することを併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資金の借入及び連帯保証契約の理由

2024年3月29日付「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」、2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」及び2026年3月31日に開示された「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が親会社から資金の借入を実行し、ナラカミーチェジャパン及びトレセンテ（以下「子会社ら」という。）に対して資金の貸付を行っております。

本件極度貸付契約①～④については、従前の約定期限である2026年6月30日を2027年3月31日まで延長するとともに、金利条件については、従前の年5.00%から年5.06%へ変更しております。本件変更は、グループ貸出金利運営ルールの策定及び第三者専門家であるPwC税理士法人による分析結果等を踏まえた統一的な運用の一環として実施されるものであり、当社の資金調達及び子会社らへの資金供給に支障を及ぼすものではありません。また、約定期

限を延長することにより、安定的な資金調達及び資金供給体制を維持するとともに、契約更新に伴う事務負担の軽減を図るものであります。そのため、当社は引き続き資金調達を継続し、子会社らへの資金供給を行うことが可能となります。

また、連帯保証契約の締結により、万が一子会社らが債務不履行に陥った場合においても、親会社が当該債務を保証することにより、当社としての損害を最小限に抑えることが可能となることから、連帯保証契約を締結するものであります。

2. 契約の内容

(1) 極度貸付約定 (本件契約①借入) の内容

- ① 契約相手 RIZAP グループ株式会社 (貸主)
 - ② 極度額 金 1,100,000,000 円
 - ③ 借入残高 金 1,100,000,000 円
 - ④ 契約締結日 2026年6月26日
 - ⑤ 約定期限 2027年3月31日
- 但し、約定期限内であっても、両社が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
- ⑥ 金利 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
 - ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。
 - ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(2) 極度貸付約定 (本件契約②貸付) の内容

- ① 契約相手 RIZAP グループ株式会社 (借主)
 - ② 極度額 金 300,000,000 円
 - ③ 貸付残高 金 200,000,000 円
 - ④ 契約締結日 2026年6月26日
 - ⑤ 約定期限 2027年3月31日
- 但し、約定期限内であっても、両社が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。
- ⑥ 金利 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
 - ⑦ 返済方法 返済期限に元利金を一括して返済する。
 - ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(3) 極度貸付約定 (本件契約③貸付または債務①) の内容

- ① 契約相手 ナラカミーチェジャパン株式会社 (借主)
- ② 極度額 金 300,000,000 円
- ③ 貸付残高 金 300,000,000 円
- ④ 契約締結日 2026年6月26日
- ⑤ 約定期限 2027年3月31日

但し、約定期限内であっても、両社が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ⑥ 金利 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑦ 返済方法 返済期限に元利息を一括して返済する。
- ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(4) 極度貸付約定 (本件契約④貸付または債務②) の内容

- ① 契約相手 株式会社トレセンテ (借主)
- ② 極度額 金 400,000,000 円
- ③ 貸付残高 金 400,000,000 円
- ④ 契約締結日 2026 年 6 月 26 日
- ⑤ 約定期限 2027 年 3 月 31 日

但し、約定期限内であっても、両社が書面により合意した場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ⑥ 金利 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑦ 返済方法 返済期限に元利息を一括して返済する。
- ⑧ 損害金 債務不履行の場合には、借主は、支払うべき金額に対し年 14%の割合による損害金を支払う。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とする。

(5) 連帯保証契約 (連帯保証①) の内容

2026 年 6 月 26 日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ① 債務者 ナラカミーチェジャパン株式会社
- ② 連帯保証人 RIZAP グループ株式会社
- ③ 元金残高 金 300,000,000 円
- ④ 利息 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑤ 弁済期 2026 年 6 月 26 日付極度貸付約定書のとおり

(6) 連帯保証契約 (連帯保証②) の内容

2026 年 6 月 26 日付極度貸付約定書に基づく貸金返還債務その他一切の債務

- ① 債務者 株式会社トレセンテ
- ② 連帯保証人 RIZAP グループ株式会社
- ③ 元金残高 金 400,000,000 円
- ④ 利息 年 5.06% (計算方法は年 365 日の日割計算)
- ⑤ 弁済期 2026 年 6 月 26 日付極度貸付約定書のとおり

3. 支配株主との取引に関する事項

本件契約①借入、本件契約②貸付、連帯保証①及び連帯保証② (以下「本件契約」という。) は、当社の親会社である RIZAP グループ株式会社との取引となり、支配株主との取引等に該当します。

①支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2025年6月30日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について十分に検討するものとし、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。

本件契約においても、下記②記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、子会社らへの貸付については、2024年3月29日に開示した「親会社からの資金の借入に関するお知らせ」、2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」及び2026年3月31日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」で開示しているとおり、その必要性を認めております。

また、親会社への貸付についても、本件はグループ貸出金利運営ルールの策定及び第三者専門家による分析結果等を踏まえた統一的な条件見直しの一環として実施されるものであり、当社の資金繰りを無視して貸付を求められるものではなく、極度額での契約であることから、親会社への機動的な貸付が可能となる点において合理性が認められるものであります。また、金利条件については年5.06%へ見直しておりますが、当該金利は第三者専門家による分析結果等を踏まえて設定されたものであり、その客観性及び合理性が認められるものであります。加えて、当社は親会社から極度額11億円の資金借入を受けている一方で、親会社に対する貸付は極度額3億円の範囲内であり、資金取引全体としては借入超過の関係にあります。このような状況下において、借入及び貸付について同一の金利条件を適用することには、資金取引全体の整合性及び公平性の観点から合理性が認められるものであります。

また、子会社らが当社に対して負担する債務について、親会社が連帯保証することは、2024年4月23日に開示した「親会社および連結子会社との連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」、2025年3月28日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」及び2026年3月31日に開示した「親会社及び連結子会社との極度貸付約定書の一部変更契約の締結及び連帯保証契約書の締結に関するお知らせ」で開示しているとおり、当社にとって直ちに不利益が生じるものではありません。

以上より、本件契約は少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

②公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の独立役員である社外取締役2名（古川純平氏、木谷倫之氏）により構成される特別委員会からも下記③のとおり意見を受領しております。

また、親会社の使用人である塩田徹取締役及び鈴木監査等委員は、当該意思決定等の取締役会の審議及び決議に参加しないことにより、利益相反を回避しております。

③当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2026年6月26日、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役2名により構成される特別委員会より、以下の理由から当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を受領しております。

- (1)当社が親会社から本件契約①を通じて資金借入を実行し、その資金をもとに本件契約②～④の貸付を行うことには必要性が認められること。
- (2)本件契約は、約定期限を2027年3月31日まで延長するとともに、金利条件を年5.06%へ見直すものであり、当該金利条件は第三者専門家による分析結果等を踏まえて設定されたものであることから、その合理性及び妥当性が認められること。
- (3)当社は親会社から極度額11億円の資金借入を受けている一方で、親会社に対する貸付は極度額3億円の範囲内であり、資金取引全体としては借入超過の関係にあることから、借入及び貸付について同一の金利条件を適用することには合理性が認められること。
- (4)本件契約の締結にあたっては、独立役員により構成される特別委員会から意見を取得していることに加え、親会社の使用人である塩田徹取締役及び鈴木監査等委員を取締役会の審議及び決議に参加させないことにより、公正性の担保及び利益相反の回避措置が講じられていること。
- (5)本件契約においては、金利条件が年5.00%から年5.06%へ変更されることから、形式的には当社の金利負担が増加する側面が認められるものの、約定期限を2027年3月31日まで延長することにより、安定的な資金調達及び資金供給体制を維持することが可能となること。

以上のことから、本件契約は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断される。

4. 業績に与える影響

業績に与える影響につきましては、現段階におきましては、公表している業績予想の数値に影響を及ぼすものではないと判断しております。また本件の実行により、今後の業績に与える影響は軽微であるものと判断しております。

以 上